

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月6日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 瀬戸 毅
(公 印 省 略)

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名等

令和8年度高松法務合同庁舎構内電話交換設備保守業務 一式

(2) 仕様等

契約書（案）及び仕様書記載のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎

2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、営業品目「建物管理等各種保守管理」で、A、B、C又はDの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者で、かつ、過去5年間に於いて、公共機関（国、都道府県等）又は当庁舎と同規模程度以上の建築物の構内電話交換設備保守業務請負契約を12か月以上継続した実績を有する者

イ 当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

サ 見積依頼の公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒760-0033

高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎5階

担当：高松高等検察庁 会計課用度係

電話：087-825-2001

4 仕様書等の交付場所

上記3記載の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

5 見積書及び関係書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年2月26日（木）17時00分

(2) 提出場所及び方法

見積書に下記①から③の書類を添付して、上記3記載の場所に提出（郵送（郵送の場合は簡易書留等の配達記録が確認できる方法による。）又は電子メールによる提出可。）すること。

① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（令和7・8・9年度）の写し

※資格を有する場合のみ

② 「構内電話交換設備保守業務請負実績等証明書」（別紙様式第1号）

③ 契約の相手方として不適当な者及び契約相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（別紙様式第2号）」及び役員等名簿（別紙様式第3号）

6 見積書記載事項

(1) 作成日付

(2) 法人名及び代表者名

(3) 代理人名（提出者が代理人である場合のみ）

併せて委任状（別紙様式第4号）を提出すること

(4) 見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

金額を訂正した見積書は無効とする。

7 見積合わせの日時

令和8年2月27日（金）11時00分

見積合わせは、非公開で実施する。

8 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当庁の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- (3) 見積合わせの結果は、見積書を提出した者に対して、後日電話又は電子メールにて通知する。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 契約保証金

免除

- (3) 見積りの無効

見積合わせに参加する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

以 上